

第八次計画（案）

東京湾における東京都の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画

東京都の総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第1号ハに掲げる区域（指定地域）について、平成28年9月30日付けで環境大臣から通知のあった「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾）」に定められた東京都の削減目標量を達成するため、次に掲げる事項を定めるものである。

- 1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量
- 2 削減目標量の達成の方途
- 3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

第七次計画

東京湾における東京都の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画

東京都の総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第1号ハに掲げる区域（指定地域）について、平成23年6月15日付けで環境大臣から通知のあった「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾）」に定められた東京都の削減目標量を達成するため、次に掲げる事項を定めるものである。

- 1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量
- 2 削減目標量の達成の方途
- 3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

平成31年度を目標年度とする発生源別の汚濁負荷量の削減目標量は、次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 平成 <u>26</u> 年度における量 (トン/日)
生活排水	<u>34</u>	<u>35</u>
産業排水	<u>4</u>	<u>4</u>
その他	<u>8</u>	<u>8</u>
計	<u>46</u>	<u>47</u>

(注)

- ・生活排水とは、日常生活に伴い排出されるし尿や炊事、洗濯、入浴等の排水であり、下水道や浄化槽を通じ、又は直接公共用水域に排出されるものをいう。
- ・産業排水とは、物品の製造、加工等に係る工場や事業場からの排水であり、下水道を通じ、又は直接公共用水域に排出されるものをいう。
- ・その他とは、生活排水及び産業排水以外の土地や家畜等に由来するものをいう。

1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

平成26年度を目標年度とする発生源別の汚濁負荷量の削減目標量は次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 平成 <u>21</u> 年度における量 (トン/日)
生活排水	41	41
産業排水	4	4
その他	8	9
計	53	54

(注) 生活排水とは、日常生活に伴い排出されるし尿や炊事、洗濯、入浴等の排水であり、下水道や浄化槽を通じ、又は直接公共用水域に排出されるものをいう。

産業排水とは、物品の製造、加工等に係る工場や事業場からの排水であり、下水道を通じ、又は直接公共用水域に排出されるものをいう。

その他とは、生活排水及び産業排水以外の土地や家畜等に由来するものをいう。

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 平成 <u>26</u> 年度における量 (トン/日)
生活排水	<u>46</u>	<u>47</u>
産業排水	<u>3</u>	<u>3</u>
その他	<u>11</u>	<u>11</u>
計	<u>60</u>	<u>61</u>

(3) リン含有量について

表3 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 平成 <u>26</u> 年度における量 (トン/日)
生活排水	<u>3.6</u>	<u>3.8</u>
産業排水	<u>0.3</u>	<u>0.3</u>
その他	<u>0.8</u>	<u>0.9</u>
計	<u>4.7</u>	<u>5.0</u>

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 平成 <u>21</u> 年度における量 (トン/日)
生活排水	52	53
産業排水	3	3
その他	11	11
計	66	67

(3) リン含有量について

表3 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 平成 <u>21</u> 年度における量 (トン/日)
生活排水	3.7	4.0
産業排水	0.3	0.3
その他	0.8	0.8
計	4.8	5.1

2 削減目標量の達成の方途

今後も、引き続き、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の削減に努めることが必要であり、第八次総量削減計画において、下水道の高度処理化の推進をはじめとする次の対策に取り組んでいく。

(1) 生活排水対策

東京湾に流入する化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の削減を図るため、下水処理場における高度処理化等を推進する。

一方、当面、下水道への未接続地域においては、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備、処理の高度化及び施設の適正な維持管理等を、市町村等と協力して計画的に推進する。

ア 下水道の整備等

(ア) 下水道の整備の促進

下水道の整備については、下水道普及率が区部で概成100%、多摩地域で99%以上に達したが、今後も、下水道未普及地域における下水道の普及促進を図るとともに、下水道普及地域においては下水処理場における施設の維持管理の徹底等により、排水水質の安定及び向上に努める。

また、窒素及びりんの高度処理については、目標年度までに表5に示すとおり、高度処理施設を導入する他、既存施設において設備改良と運転管理の工夫等により窒素含有量及びりん含有量を削減する処理方式（準高度処理）を導入し、窒素含有量及びりん含有量の削減を推進する。

2 削減目標量の達成の方途

(1) 生活排水対策

東京湾に流入する化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の削減を図るには、汚濁負荷の割合が大きい生活排水を適正かつ効率的に処理することが重要である。

このため、下水道の整備や地域の実情に応じ、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を促進するとともに、これらの生活排水処理の高度化及び施設の適正な維持管理等の生活排水対策を、市町村等と協力しながら、計画的に推進する。

ア 下水道の整備等

(ア) 下水道の整備の促進

下水道の整備については、国の社会資本整備重点計画等との整合を図りつつ、目標年度までに表4に掲げる処理人口を目標にその整備を促進する。下水道未普及地域においては下水道の普及促進を図り、下水道普及地域においては下水処理場における施設の維持管理の徹底等により、排水水質の安定及び向上に努める。

また、窒素及びりんの高度処理施設については、目標年度までに表5に示すとおり整備の促進を図る。加えて、高度処理が当面導入できない施設においても、既存施設の設備改良等と運転管理の工夫を組み合わせ、窒素

又はりんを削減する処理（準高度処理）を推進する。

表4 下水道整備目標

	区域	行政人口（千人）	処理人口（千人）
平成 26年度	区部	8,896	8,898
	多摩部	4,126	4,097
	計	13,024	12,995

（注） 行政人口は、指定地域内の推計人口である。

処理人口は、指定地域内の処理人口（推計）である。

表4 高度処理等導入目標（単位：万立方メートル/日）

窒素・りんの除去方法	平成26年度	平成31年度
高度処理法及び準高度処理法等	<u>253</u> (<u>32%</u>)	<u>409</u> (<u>52%</u>)

（注） 出典：下水道局資料

（ ）内は、計画処理能力に対する高度処理能力の割合

表5 高度処理施設導入目標（単位：万立方メートル）

窒素・りんの除去方法	平成21年度	平成26年度
嫌気－無酸素－好気活性汚泥法	82.4 (10.5%)	113.5 (14.5%)

（注） 算出根拠は、水質汚濁防止法に基づく特定施設設置届出及び下水道局への照会による。

（ ）内は、定格排水処理能力に対する高度処理能力の割合である。

(4) 合流式下水道の改善

これまで七次にわたる水質総量規制の間、下水道普及率が、区部で概成100%を達成、多摩地域は99%を超えるとともに下水処理の高度化等が進められた結果、都内の汚濁負荷量は着実に減少してきたが、雨天時の合流式下水道からの越流水に起因する汚濁負荷の削減を、さらに推進する必要がある。

このため、経営計画2016（平成28年2月東京都下水道局）に基づき、降雨初期の特に汚れた下水を一時貯留し、晴天時に水再生センターで処理することにより、合流式下水道からの越流水による河川や海などへ放流される汚濁負荷を削減する。この計画により、区部において平成26年度末累計で114万立方メートルであった雨天時の下水を貯留する施設を、平成31年度末累計で140万立方メートルまで整備する。

また、水再生センターにおける高速ろ過施設の整備、再開発事業などにあわせて合流式下水道の部分分流化、雨水吐口におけるごみ等の流出抑制対策及び雨水浸透施設の設置等を推進し、東京湾の水質改善に努める。

イ その他の生活排水処理施設の整備等

(7) 浄化槽の整備等

浄化槽法（昭和58年法律第43号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づき、浄化槽の適正な設置、保守点検、清掃及び定期検査の徹底を図る。

既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進については、東京都生活排水対策指導要綱（昭和61年2月27日付60環水規第529号）に基づき、市町村と協力して引き続き実施する。

処理対象人員100人以下の合併処理浄化槽の設置及び既設の単独処理

(4) 合流式下水道の改善

六次にわたる水質総量規制により、都内の汚濁負荷量が減少する一方、雨天時の合流式下水道からの越流水に起因する汚濁負荷量は無視できないものとなってきた。

このため、経営計画2010（平成22年2月東京都下水道局）に基づき、降雨初期の特に汚れた下水を一時貯留する施設の整備を引き続き推進し、平成21年度で88万立方メートルであったものを、平成26年度では107万立方メートル以上とする計画である。貯留した降雨初期の特に汚れた下水は、晴天時に下水処理場で処理することにより、合流式下水道からの越流水による汚濁負荷の削減を図っていく。

また、再開発に合わせて合流式下水道の部分分流化や雨水吐口におけるごみ等の流出抑制対策、雨水浸透施設の設置等を推進し、東京湾の水質改善に努める。

イ その他の生活排水処理施設の整備等

(7) 浄化槽の整備等

浄化槽法（昭和58年法律第43号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づき、浄化槽の適正な設置、保守点検、清掃及び定期検査の徹底を図る。

既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進については、東京都生活排水対策指導要綱（昭和61年2月27日付60環水規第529号）に基づき、市町村と協力して引き続き実施する。

処理対象人員100人以下の合併処理浄化槽の設置及び既設の単独処理

浄化槽の撤去については、東京都浄化槽設置事業補助金交付要綱（昭和61年7月2日付61環水規第136号）に基づき、対象事業を実施している市町村に対して補助を行い、整備の促進を図る。

(イ) し尿処理施設の適正管理

し尿処理施設については、処理施設の維持管理の徹底により、排水水質の安定及び向上を図る。

(ウ) 一般家庭における生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法及び東京都生活排水対策指導要綱に基づき、市町村と協力し、家庭のできる雑排水対策についての普及及び啓発を図るとともに、特に対策の実施が必要な地域として生活排水対策重点地域に指定された市町村は、計画的、総合的に生活排水対策を推進する。

また、下水道整備地域においても、一般家庭等において取り組める生活排水対策の普及啓発を行うことにより、下水処理場が受け入れる汚濁負荷を低減し、処理水質の向上を図る。

(2) 産業排水対策

ア 総量規制基準が適用される事業場に対する対策

指定地域内の日平均排水量が50立方メートル以上の総量規制基準適用事業場については、排水水質の実態、排水処理の技術水準等を考慮して、業種等の区分ごとに化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を設定し、立入検査、水質検査等を行い、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図る。

浄化槽の撤去については、東京都浄化槽設置事業補助金交付要綱（昭和61年7月2日付61環水規第136号）に基づき、対象事業を実施している市町村に対して補助を行い、整備の促進を図る。

(イ) し尿処理施設の適正管理

し尿処理施設については、処理施設の維持管理の徹底により、排水水質の安定及び向上を図る。

(ウ) 一般家庭における生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法及び東京都生活排水対策指導要綱に基づき、市町村と協力し、家庭のできる雑排水対策についての普及及び啓発を図るとともに、特に対策の実施が必要な地域として生活排水対策重点地域に指定された市町村については、計画的、総合的な生活排水対策を推進する。

また、下水道整備地域においても生活排水対策の普及啓発を行い、下水処理場への負荷の低減に努める。

(2) 産業排水対策

ア 総量規制基準が適用される事業場に対する対策

指定地域内の日平均排水量が50立方メートル以上の総量規制基準適用事業場については、排水水質の実態、排水処理の技術水準等を考慮して、業種等の区分ごとに化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を設定し、立入検査、水質検査等を行い、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図る。

イ 総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策

指定地域内の日平均排水量が 50 立方メートル未満の特定事業場等については、水質汚濁防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「環境確保条例」という。）に基づく濃度規制を徹底するとともに、排出水の実態等を考慮し、小規模事業場排水対策マニュアル（平成 13 年 3 月環境省環境管理局）等に基づき、適正な排水処理について啓発等を行い、汚濁負荷量の削減に努める。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

ア 農地からの負荷低減対策

農地については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）等に基づき、エコファーマーの認定促進、有機農業への参入促進、施肥量の適正化、化学肥料の使用の抑制等により、農地に由来する汚濁負荷の低減を図る。

イ 家畜からの負荷低減対策

家畜のふん尿については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）等に基づき、家畜排せつ物の野積み等の不適切な管理方法の改善や堆肥化による資源としての有効利用を促進すること等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷の低減を図る。

イ 総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策

指定地域内の日平均排水量が 50 立方メートル未満の総量規制基準が適用されない工場・事業場については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「環境確保条例」という。）に基づく濃度規制を徹底するとともに、排出水の実態等を考慮し、小規模事業場排水対策マニュアル（平成 13 年 3 月環境省環境管理局）等に基づき、適正な排水処理について啓発等を行い、汚濁負荷量の削減に努める。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

ア 農地からの負荷低減対策

農地については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）等に基づき、エコファーマーの認定促進、有機農業への参入促進、施肥量の適正化、化学肥料の使用の抑制等により、農地に由来する汚濁負荷の低減を図る。

イ 家畜からの負荷低減対策

家畜のふん尿については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）等に基づき、家畜排せつ物の野積み等の不適切な管理方法の改善や堆肥化による資源としての有効利用を促進すること等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷の低減を図る。

<p>ウ 養殖漁場からの負荷低減対策</p> <p>養殖漁場については、適正な給餌(じ)量による養殖及び養魚の排せつ物等の残滓(し)の除去などの啓発を行い、養殖漁場に由来する汚濁負荷の低減を図る。</p> <p>エ 小型の船舶から排出されるし尿の適正処理</p> <p>東京湾の水質の保全と水辺の快適性を確保するため、環境確保条例により、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）で定める水域において、小型の船舶から排出されるし尿の適正処理について指導を行い、汚濁負荷の低減を図る。</p> <p>(4) 普及及び啓発等</p> <p>水環境の改善を推進するためには、関係する自治体が広域的に連携するとともに、都民及び事業者の理解及び協力が不可欠である。</p> <p>都民・事業者に対して、ホームページの活用、パンフレットの配布等により、家庭・事業場でできる対策の普及及び啓発に努める。</p> <p>さらに、児童、生徒等に対しても、<u>水環境</u>の保全等環境を大切にする正しい知識の習得や環境保全活動への参加等について普及及び啓発に努める。</p> <p>3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項</p> <p>(1) 環境改善事業の推進</p> <p>ア 底質汚泥の除去等</p> <p>底質汚泥による水質の悪化及び悪臭の発生を防止するため、東京港の</p>	<p>ウ 養殖漁場からの負荷低減対策</p> <p>養殖漁場については、適正な給餌(じ)量による養殖及び養魚の排せつ物等の残滓(し)の除去などの啓発を行い、養殖漁場に由来する汚濁負荷の低減を図る。</p> <p>エ 小型の船舶から排出されるし尿の適正処理</p> <p>東京湾の水質の保全と水辺の快適性を確保するため、環境確保条例により、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）で定める水域において、小型の船舶から排出されるし尿の適正処理について指導を行い、汚濁負荷の低減を図る。</p> <p>(4) 普及及び啓発等</p> <p>水質の保全や汚濁防止を推進するためには、関係する自治体が広域的に連携するとともに、都民及び事業者の理解及び協力が不可欠である。</p> <p>このため、都民・事業者に対して、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努める。</p> <p>また、ホームページの活用、パンフレットの配布等により、家庭・事業場でできる対策の普及及び啓発に努める。</p> <p>さらに、児童、生徒等に対しても、水質の保全等環境を大切にする正しい知識の習得や環境保全活動への参加等について普及及び啓発に努める。</p> <p>3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項</p> <p>(1) 環境改善事業の推進</p> <p>ア 底質汚泥の除去等</p> <p>底質汚泥による水質の悪化及び悪臭の発生を防止するため、東京港の</p>
---	---

運河部及び河川の汚泥しゅんせつを行う。

また、東京港の運河部の一部においては、汚泥しゅんせつと同程度の効果に加え、底質からの窒素及びりんの抑制が期待できる覆砂を行う。

イ 中小河川の河川直接浄化施設

生活排水等で汚濁している中小河川に整備した河川直接浄化施設で、東京湾に流入する汚濁負荷の削減を図る。

ウ 河川の流量確保等

河川の自浄作用を高めるため、流量の少ない河川に下水の高度処理水や地下鉄トンネル内からの湧水等を導水し、水質の改善を図るとともに、河川の自然環境の保全及び回復に努める。

エ 水辺の自然環境の保全・再生

水生生物をはじめとした多様な生物の生息環境を創出するため、海浜や浅場等の整備を行うとともに、自然の浄化機能を生かした水辺環境の保全・改善を図る。

また、護岸の整備に当たっても、多様な生態系の維持に配慮した整備を行う。

(2) 監視体制の整備

ア 水質汚濁の監視等

東京湾に流入する河川の水質及び流量並びに東京湾における水質の状況を監視する。

運河部及び河川の汚泥しゅんせつを行う。

また、東京港の運河部の一部においては、汚泥しゅんせつと同程度の効果が期待できる覆砂を行う。

イ 中小河川の河川直接浄化施設

生活排水等で汚濁している中小河川に整備した河川直接浄化施設で、東京湾に流入する汚濁負荷の削減を図る。

ウ 河川の流量確保等

河川の自浄作用を高めるため、流量の少ない河川に下水の高度処理水や地下鉄トンネル内からの湧水等を導水し、水質の改善を図るとともに、河川の自然環境の保全及び回復に努める。

エ 水辺の自然環境の保全・再生

水生生物をはじめとした多様な生物の生息環境を創出するため、海浜や浅場等の整備を行うとともに、自然の浄化機能を生かした水辺環境の保全・改善を図る。

また、護岸の整備に当たっても、多様な生態系の維持に配慮した整備を行う。

(2) 監視体制の整備

ア 水質汚濁の監視等

東京湾に流入する河川の水質及び流量並びに東京湾における水質の汚濁状況を監視する。

<p>イ 汚濁発生源の監視</p> <p>指定地域内の事業場に対する立入検査等を実施し、汚濁発生源から排出される汚濁負荷量を把握する。</p> <p>(3) 調査研究の推進</p> <p>東京湾の<u>水環境</u>を改善するために必要な調査研究を実施する。</p> <p>(4) その他</p> <p>事業場等における水使用の合理化及び再利用を推進する。</p> <p>また、雨水浸透ますや雨水貯留施設の設置を推進する。</p> <p>さらに、大規模建設物については、雑用水・雨水利用システムを導入し、雨水の流出量を抑制することで汚濁負荷の低減を図る。</p>	<p>イ 汚濁発生源の監視</p> <p>指定地域内の事業場に対する立入検査等を実施し、汚濁発生源から排出される汚濁負荷量を把握する。</p> <p>(3) 調査研究の推進</p> <p>東京湾の水質を改善するために必要な調査研究を実施する。</p> <p>(4) その他</p> <p>事業場等における水使用の合理化及び再利用を推進する。</p> <p>また、雨水浸透ますや雨水貯留施設の設置を推進する。さらに、大規模建設物については、雑用水・雨水利用システムを導入し、雨水の流出量を抑制することで汚濁負荷の低減を図る。</p>
---	---